

# 関口台町小学校 PTA 会則

## 第1章 基本事項

### 第1条 名称

文京区立関口台町小学校（以下「本校」）における PTA を関口台町小学校 PTA（以下「本会」）と称し、事務所を本校内に置く。

### 第2条 目的

本会は保護者と教職員が協力して以下の目的のための活動を行う。

1. 児童の健全育成
2. 教育の充実
3. 学校・家庭・地域による子育てネットワークづくり

### 第3条 活動

1. 本会は前条の目的を達成するために以下の活動を行う。
  - (1) 児童の健康増進を目的とした活動
  - (2) 児童の安全確保を目的とした活動
  - (3) 学校教育の充実化に向けた活動
  - (4) 家庭の教育力向上に向けた活動
  - (5) 会員同士の親睦および情報共有を図るための活動
  - (6) 町会、地区対、PTA 連合会等との連携
  - (7) その他本会の目的を達成するために必要な活動
2. 本会の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 本会は自主独立の団体であり、一切の団体・機関からの支配や干渉を受けない。

### 第4条 禁止事項

本会及び本会役員の名前で以下の行為を行わないことを基本方針とする。

1. 特定の政党・宗教団体の活動への支持
2. 特定の政治家の選挙、政治活動への支持
3. 営利のみを目的とした活動

## 第2章 会員について

### 第5条 会員の要件

以下のいずれかの要件を満たした者を会員とする。

1. 本校に在籍する児童の保護者
2. 本校に常時勤務する教員
3. 本校に勤務する職員ならびに非常勤の教員のうち別途定める会費を納入した者

### 第6条 会員の権利と義務

1. 会員は本会の目的達成のために、禁止事項を遵守しつつ、活動に参加する義務と権利を有する。
2. 会員は、別途定める会費を納入する。

### 第3章 役員・会計監査委員について

#### 第7条 役員

本会は、下表に定める役員をおく。

No	役職名	人数	役割	条件
1	会長	1名	・本会を代表し、会の運営を統括する。 ・総会の議長を務める。	
2	副会長	4名 以上	・会長を補佐し会長が不在の時はこれを代行する。 ・地域や他校行事へ学校代表として参加する。 ・学校、PTA 関連各種行事における業務の実行責任を担う。	副会長のうち1名は、副校長とする。
3	会計	2名 以上	・本会の会計事務を統括する。 ・本会の財産を管理する。 ・周年行事へ向けた会計準備と管理を行う。	
4	書記	3名 以上	・総会、運営委員会、役員会の議事及び本会の活動を記録し、必要に応じて会員に報告する。 ・諸種の記録、通信その他の資料の整理、保管する。 ・会長の指示に基いた資料作成、連絡を行う。	
5	IT 担当	1名 以上	・ウェブサイト並びに電子配信システムの登録情報の管理と更新を行う。 ・各本部役員と協働し本会の IT 化・ペーパーレス化を推進する。 ・ICT 教育に関し、各役員と協働し、学校へ提言を行う。	

#### 第8条 会計監査委員

本会は、下表に定める会計監査委員をおく。

No	役職	人数	役割	条件
1	会計監査委員	3名	・本会の会計を監査する	1名は教職員会員とする。

#### 第9条 選出方法

1. 役員・会計監査委員は会員の中から総会で選出される。
2. 選出方法は別途、細則により定める。

#### 第10条 任期

1. 役員、会計監査委員の任期は1年とする。但し、会長に限り、会長としての再任1回を含む3回までとする。
2. 再任は2回までとする。

### 第4章 顧問・相談役について

#### 第11条 顧問・相談役

1. 本会に顧問・相談役をおくことができる。
2. 顧問・相談役は本会の重要事項に関し、役員会の諮問にこたえる。
3. 顧問・相談役の選出方法は別途、細則により定める。

## 第5章 総会について

### 第12条 総会の役割

総会は、本会の最高議決機関であり、会議または書面もしくは電磁的方法により、次に掲げる事項について議決する。

1. 会計監査を経た前年度決算の承認
2. 活動報告の承認
3. 役員の承認
4. 会計監査委員の承認
5. 顧問、相談役の承認
6. 会則の改正
7. 活動計画案の承認
8. 予算案の承認
9. その他、本会の運営に関する重要事項の決定

### 第13条 総会の招集

1. 総会は次の場合、会長がこれを招集する。
  - (1) 年1回の定例総会
  - (2) 会長が必要と認めた場合
  - (3) 運営委員会が必要と認めた場合
  - (4) 議決数の1/5以上の会員より総会に付議すべき事項を示した上で、総会の招集を請求された場合
2. 会長は前号の規定により、会員または運営委員会により総会の招集を請求された場合には、30日以内にこれを召集しなければならない。
3. 会長は総会の開催日の5日前までに、全会員に対し議案を明示の上、会議または書面もしくは電磁的方法による開催を告知しなくてはならない。

### 第14条 総会の構成と成立条件

1. 総会は全会員をもって構成される
2. 総会は、議決数の1/2の出席（委任状を含む）をもって成立する。書面または電磁的方法による場合は、総議決権数の1/2以上の議決権行使があった場合に成立する。

### 第15条 総会の議決数

総会における議決数は以下のとおりとする。

1. 保護者会員については、児童1人に対し、1票の議決権を持つことができる。
2. 教職員会員については、会員1人について1票の議決権を持つことができる。

### 第16条 総会（会議における）の議決

1. この会則に特別な定めがある場合を除いて、会議出席者の議決数の過半数をもって決定する。
2. 可否同数の場合は議長の決するところとする。
3. 議決の内容については、全会員に告知されなくてはならない。

### 第16条の2 総会（書面または電磁的方法による）の議決

1. 書面または電磁的方法による総会で決議できる事項は、第12条1から5までとする。
2. 書面または電磁的方法による総会の議決は、議決権を行使した会員の議決数の過半数をもって決定する。
3. 可否同数の場合は議長の決するところとする。
4. 議決の内容については、全会員に告知されなくてはならない。

## 第6章 会議・委員会について

### 第17条 会議及び常設委員会

本会は、活動に必要な事項の決定および遂行のために、役員会・運営委員会・各種常設委員会を持つ。

### 第18条 役員会

1. 役員会は、総会および運営委員会の決定事項を尊重し、各常設委員会より提出された活動計画案を調整し、本会の運営を統括する。
2. 役員会は全役員で構成する。
3. 役員会は、会長の招集により随時開催する。
4. 役員会の定足数は、構成員の過半数とする。
5. 緊急を要する場合は、総会・運営委員会の議決を得なければならない事項についても、役員会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会・運営委員会において事後承認を得なければならない。

### 第19条 運営委員会

1. 運営委員会は役員及び各種常設委員会の代表者、校長で組織され、本会の最高執行機関として、重要な業務の執行を決定する。
2. 本会を運営するにあたり必要な細則については、運営委員会において決定し総会に報告する。
3. 運営委員会は会長が招集する。但し、構成員の1/4以上の要求があった場合には、会長は適切な時期に運営委員会を招集しなければならない。
4. 運営委員会の定足数は、構成員の1/4以上とする。

### 第20条 各種常設委員会

本会は、下表に定める各種常設委員会を持つ。

No	名称	活動内容	構成員
1	学級代表委員会	各学級担任と密接に連携をとり、学級及び学年集会の運営、会員相互の連絡・調整など、本会の活動の円滑化を図る。	各学級の代表者 1名
2	会報委員会	会報委員会は、会報を発行して会の活動状況、学校の教育状況を会員に知らせる。	各学年の代表者 1名以上
3	保健厚生委員会	児童及び会員の健康増進を目的とした活動を実施する。	各学年の代表者 1名以上
4	校外指導委員会	町会、青少年関連組織との連携を密にし、地域における生活環境に留意して、児童の校外生活の向上を図るための活動を実施する。	別途定める地域別に選定を行う
5	ベルマーク委員会	ウェブベルマーク推進に関する広報活動を行い、交換する物品の選定を行う。	各学年の代表者 1名以上
6	運動会委員会	学校主催の運動会を学校の求めに応じ、運営の支援を行う。	各学年の代表者 1名以上
7	指名委員会	別途定める細則により、役員及び会計監査委員候補者の指名を行う。	1～5年の各学年の代表者1名以上と副会長1名 (副校長)

## 第21条 臨時委員会

役員会及び運営委員会の決定により、臨時に会員からなる臨時委員会をおくことができる。

## 第7章 サークル活動について

### 第22条 公認サークル

本会は、会員の親睦を主たる目的とした、各種スポーツ、文化活動を行う公認サークルを設置することができる。

### 第23条 ボランティアサークル活動支援

本会は、本会とは独立したボランティアサークルに対して、下記の条件を満たしている場合、その活動に対して、各種の支援をすることができる。

1. 本会の目的に合致した活動であること。
2. 主たる構成員が本会の会員であること。

## 第8章 補足事項

### 第24条 会則の改正

この会則は、総会において議決権を持つ出席者の2/3以上の賛成により改正することができる。

### 第25条 細則の制定

本会則による本会の運営にあたり、必要な事項に関する細則を別途定める。

(附則) 本会則は、平成19年(2007年)4月1日から実施する。

平成19年(2007年)	2月13日	制定
平成20年(2008年)	3月11日	改正
平成21年(2009年)	3月 3日	改正
平成28年(2016年)	3月 9日	改正
平成30年(2018年)	3月 8日	改正
令和 元年(2019年)	6月22日	改正
令和 3年(2021年)	6月26日	改正
令和 4年(2022年)	6月25日	改正

# 役員・会計監査委員の選出に関する細則

## 第1条 基本事項

1. 役員及び会計監査委員の候補者は、指名委員会が会員の中から選考し、総会に発議され、総会の承認をもって選出される。
2. 総会が任期開始の4月1日以降に開催される場合は、前年度中に全会員に選出案を文書または、電磁的手法をもって発議した上で、会員の過半数による暫定承認を得て任に当たることができる。

## 第2条 選出時期

役員及び会計監査委員の任期が終了するまでに、次期の役員、会計監査委員を選出しなければならない。

## 第3条 守秘義務

1. 指名委員会は原則秘密会とし、会議の内容を委員以外に知らしてはならない。
2. 全ての会員は候補者の選考に関し、守秘義務を負う。選考の過程で知りえた情報を他の会員に知らせること、指名委員に会議の内容を尋ねることは一切禁止する。
3. 会長、相談役、顧問に限り、求めに応じて会議に参加することができる。

#### 第4条 選考および総会への発議の手順

指名委員会は以下の手順で役員、会計監査委員の候補者の選考を行う。

1. 全会員に対し、役員、会計監査役へ立候補の希望を聴く。
2. 全会員に対し、役員、会計監査役へ推薦する会員を聴く。
3. 立候補者（現役員の再任希望を含む）、および推薦された会員の中から適任者を選考し、候補者とする。
4. 全ての候補者は、発議する以前に本人の了承を取らなくてはならない。
5. 候補者の氏名、候補者の児童の学年・クラスは、議決する5日前までに、全会員に対し告知されなければならない。

#### 第5条 候補者の再選考

指名委員会から発議された候補者が議決されなかった場合には、指名委員会は議決されなかった役職について、再度候補者の選考を行い、発議しなくてはならない。

#### 第6条 委員の辞任、補充

1. 指名委員が候補者として立候補した場合、候補者として選考された場合には、ただちに委員を辞任しなくてはならない。
2. 上記の場合を含めて、委員に欠員が生じた場合には、委員の補充は行わない。

#### 第7条 解散に伴う処理

1. 全ての役員、会計監査委員が選出されたら、直ちに選考に利用した全ての書類を廃棄する。
2. 但し、会長が特に保存を求めた書類については、他の会員が自由に閲覧できない方策を講じた上で、1年間に限り保存することができる。

#### 第8条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない。

(附則) 本細則は、平成19年(2007年)4月1日から実施する。

平成19年(2007年)2月13日 制定

平成21年(2009年)2月13日 改正

平成31年(2019年)1月12日 改正

## 顧問・相談役の選出に関する細則

#### 第1条 顧問の選出

1. 顧問については、校長に対し、就任を依頼し了解を得られた場合に、役員会が総会に候補者として発議することができる。
2. 総会が任期開始の4月1日以降に開催される場合は、前年度中に全会員に選出案を文書または、電磁的手法をもって発議した上で、会員の過半数による暫定承認を得て任に当たることができる。

#### 第2条 相談役の選出

1. 役員会は、退任した役員又は退任する役員に対し、相談役就任を依頼し了解を得られた場合に、その者を総会に相談役候補者として発議することができる。
2. 総会が任期開始の4月1日以降に開催される場合は、前年度中に全会員に選出案を文書または、電磁的手法をもって発議した上で、会員の過半数による暫定承認を得て任に当たることができる。

### 第3条 相談役の任期

相談役の任期は、退任後2年間を目安とするが、状況に応じて役員会で決定する。

### 第4条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない

(附則) 本細則は、平成21年(2009年)4月1日から実施する。

平成21年(2009年)2月13日 制定  
平成28年(2016年)2月13日 改正  
平成31年(2019年)1月12日 改正

## 各種常設委員会に関する細則

### 第1条 基本事項

1. 各種常設委員会には、委員長、副委員長、会計をおく。
2. 上記の役職は、各年度最初の委員会終了までに決定される。
3. 委員の任期は、原則として年度末までとする。
4. 「各学年1名以上」の委員数は、当該常設委員会の申し出に基づき、運営委員会で決定される。

### 第2条 委員の辞任、補充

1. 委員に欠員が生じた場合には、当該学級、当該地区より補充を行う。  
但し、指名委員会については、別途定める細則により補充は行わない。
2. 委員長、副委員長、会計に欠員が生じた場合には、委員の中より新たに互選する。

### 第3条 予算

1. 各種常設委員会には、総会の議決に基づき予算が配分される。
2. 予算の管理は会計が行い、年度末に、会計担当役員に対し収支報告を行う。
3. 予算の執行に関して、原則として領収書など、支出を証するものを取得し報告する。

### 第4条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない

(附則) 本細則は、平成19年(2007年)4月1日から実施する。

平成19年(2007年)2月13日 制定  
平成21年(2009年)2月13日 改正  
平成28年(2016年)2月13日 改正  
平成30年(2018年)1月17日 改正  
令和3年(2021年)10月30日 改正

# 総会に関する細則

## 第1条 定例会

定例会は年1回、原則として4月から6月の間に開催する。

## 第2条 臨時会

会則の規定に基づき、定例会の開催に不都合がある場合には、臨時会もしくはオンライン会議システム（下記、オンライン総会等）または書面もしくは電磁的方法による総会を開催する。

## 第3条 オンライン総会等

以下の要件をすべて満たす場合、オンライン会議システムによる総会を開催し、会則第12条記載の事項を議決できる。

1. 総会開催前に役員会でオンライン総会等を開催することの決定・意思確認を行うこと。
2. 使用する通信ソフトは、情報伝達の双方向性および即時性のある環境を整えていること。
3. 必要な機器の準備や、使用する通信ソフト、トラブル発生時の対応等について定め、関係者に周知しておくこと。
4. 総会等開催通知にオンライン総会等にて開催することを明記すること。
5. 出席者のカウント方法、議決権行使の方法を事前に告知すること。
6. 議事録の開催場所の項目には、使用ソフト名と共に「オンライン総会等による開催」と記載し、出席者数の項目には、WEBやネットワーク経由で参加した人数の内訳を記載すること。

## 第4条 出席者

1. 総会には全ての会員が出席できる。
2. 会員以外で出席を希望する者は、あらかじめ役員会で承認を得なければならない。

## 第5条 委任状

1. 総会を欠席する会員は、委任状を提出しなくてはならない。
2. 会員以外の代理出席は認められない。
3. 委任できる対象者は本会の会員に限る。
4. 委任状に具体的な委任者の記名が無い場合には、議長に委任したものとする。

## 第6条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない。

(附則) 本会則は、平成19年(2007年)4月1日から実施する。

平成19年(2007年)	2月13日	制定
平成21年(2009年)	2月13日	改正
平成31年(2019年)	1月12日	改正
令和元年(2019年)	10月19日	改正
令和3年(2021年)	10月30日	改正



# 会計に関する細則

## 第1章 基本事項

### 第1条 会費の運用

1. 本会は会則に定める目的を達成するために、会員より会費を徴収し、活動の費用として支出する。
2. 会費については、本細則に基づき適正に運用する。

## 第2章 会費

### 第2条 会費の納入額

1. 会費は、児童1人あたり、月額600円とし、10ヶ月分納入する。
2. 年度途中の入退会に関しては、日にちに関係なく入会した月ないし退会した月まで納入するものとする。

### 第3条 納入方法

会費の納入方法は、学校給食費の引き落とし口座から、給食費と同時に引き落とすものとする。

## 第3章 慶弔見舞金について

### 第4条 教職員会員の転退職

教職員会員の転退職の時は、下記の通り記念品代を贈る。

在籍1年以下 3000円

在籍1年以上（満年数とし、1年未満は切捨て） 3000円×在籍年数

### 第5条 会員及び係累者

会員及びその係累者が死亡した時は、下表の弔慰金を供えて、弔意を表する。

	教職員会員	保護者会員	児童
本人	10,000円	10,000円	10,000円
配偶者	5,000円		

### 第6条 前校長・前会長

前校長、前会長が死亡した時は、以下の弔慰金を供えて、弔意を表する。

10,000円

### 第7条 教職員会員の慶弔

教職員会員の慶弔につき、下記のお祝またはお見舞いを贈り、会の意を表する。

結婚 10,000円

出産 5,000円

病気 5,000円（入院または2ヶ月以上の加療を要するとき）

### 第8条 その他の慶弔見舞金

その他、この細則に定めが無い場合には、役員会の協議の上処理を行う。

## 第4章 飲食費用支出について

### 第9条 飲食費用支出の基本事項

1. PTA活動を円滑にする目的に限り、飲食費用について支出可能とする。
2. 本細則での規定については、社会通念に沿うとともに会員の感覚に合致したものであることを基本とする。

### 第10条 委員会活動における支出

1. 各委員会で反省会を実施する場合において、茶菓代を支出可能とする。
2. ただし、学校内での反省会に限定する。

### 第11条 スポーツ大会における支出

文京区立小学校PTA連合会（小P連）主催の各種スポーツ大会の出場者・部員に対して、PTAとしての応援の意を表するために飲食費用を支出可能とする。

## 第12条 懇談会等における支出

1. 会長及び副会長が、会の代表として公式に出席する懇談会等の費用について、支出可能とする。
2. 1項に定める懇談会等において、会長または副会長の代理人が出席する場合、その費用について同様に支出可能とする。
3. 1項に定める懇談会等において、会長、副会長もしくはそれらの代理人の外交活動を支援するために、会長の指名により、前会長、元会長（文京区立小学校PTA連合会の顧問を務めるものに限る）、相談役が出席する場合、その費用について支出可能とする。

## 第13条 例外事項への対応

本内規に定めのない事項で、第9条に定める基本事項の範囲において、飲食費用の支出が必要となった場合、その金額は、役員会での決議事項とし、予備費の予算で支出可能な金額とする。但し、本細則の目的とするところを逸脱しないよう十分な配慮を行わなければならない。

## 第5章 交通費について

### 第14条 費用支出が認められる交通機関

1. 支出が認められる交通機関は、バス、および電車（地下鉄・モノレールを含む）を原則とする。
2. タクシーの利用については、原則その費用を支出できないものとする。
3. 電車利用の際のグリーン車利用料金については、原則その費用は支出できないものとする。
4. マイカーの利用については、原則その費用を支出できないものとする。

### 第15条 基点

交通費については、関口台町小学校を基点として計算する。

### 第16条 例外事項への対応

移動目的地など特別な事情により、第14条にて利用が認められている交通手段以外の利用が必要な場合、事前に役員会の承認を得ることにより、目的に応じた他の適切な交通手段にかかる費用を支出できるものとする。

## 第6章 予算の承認

### 第17条 予算の承認および支出

1. 当会の支出は、総会において承認された予算に基づいて行われる。
2. 次年度予算案は、前年度中に全会員に文書または、電磁的手法をもって発議した上で、会員の過半数による暫定承認を得ることができる。
3. 総会において予算が議決される日までの間は、前年度に暫定承認された予算を基準として収入支出をすることができる。

## 第7章 その他

### 第18条 予備費の運用

1. 年度予算編成時に予備費を設けることができる。
2. 予備費は下記の目的のために運用する。
  - (1) 年度当初に想定できなかった支出への対応
  - (2) 他の科目で予算が不足した場合への対応
3. 予備費は、年度予算で定めた金額の範囲において、役員会の議決により支出することができることとするが、結果については運営委員会に報告する。

## 第19条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない。

(附則) 本細則は、平成19年(2007年)4月1日から実施する。

平成19年(2007年)	2月13日	制定
平成20年(2008年)	2月26日	改正
平成21年(2009年)	2月13日	改正
平成28年(2016年)	2月13日	改正
平成31年(2019年)	1月12日	改正
令和4年(2022年)	5月14日	改正

# 個人情報取扱に関する細則

## 第1条 基本事項

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## 第2条 目的

この個人情報取扱に関する細則は、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的として制定する。

## 第3条 周知

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会での報告により会員に周知する。

## 第4条 利用目的

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費請求、管理等のための連絡
- (2) 本会の事業に関する連絡、文書等の作成・送付
- (3) 本会役員名簿・委員名簿・クラス連絡網等の作成

## 第5条 個人情報の取得

1. 本会が取り扱う個人情報及びその利用の同意については、学校からPTAが取得したもの、またはPTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。
  - (1) 児童氏名
  - (2) 保護者氏名
  - (3) 児童の学年・組
  - (4) 電話番号
  - (5) メールアドレス
2. 前項の規定にかかわらず、新たに必要となったものについては、別途同意を得て取得するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、あらかじめ別途本人の同意を得るものとする。

## 第6条 同意の取り消し

1. 会員は、個人情報の取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消すことができる。
2. 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。

## 第7条 管理

1. 個人情報は、本会役員が適正に管理する。
2. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

## 第8条 保管

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。

## 第9条 第三者提供の制限

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

## 第10条 秘密保持義務

本会会員は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

## 第11条 情報開示等

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

## 第12条 漏えい時等の対応

個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに本会本部役員に報告する。

## 第13条 苦情の処理

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第14条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない。

（附則） 本細則は、平成30年（2018年）2月1日から実施する。

平成30年（2018年）1月17日 制定

# サークル活動に関する細則

## 第1条 基本事項

会員は会則第7章に基づき、サークル活動を行う事が出来る。

1. サークル活動は、会員相互の親睦を図りPTA活動の理解を深めることを目的とする。
2. 趣味を同じくする会員の自主的な参加により文化・芸術・スポーツ等の活動を行う。
3. サークルは、5名以上の会員で構成する。
4. サークルは、運営委員会の承認を得て発足できる。

## 第2条 改正

1. この細則は、運営委員会において、出席者の2/3の賛成により改正することができる。
2. 改正の内容は、あらかじめ運営委員会の構成員に提示されなくてはならない。
3. 改正の結果については、総会に報告し、全会員に告知されなくてはならない。

(附則) 本細則は、令和元年(2019年)10月20日から実施する。

令和 元年(2019年)10月20日 制定

## 4. P T Aの保険

関口台町小学校PTAでは、PTA活動に参加する会員・児童を対象にした保険に加入しています。PTA活動中にケガをしたり、第三者への損害（器物破損、ケガなど）が生じた場合には、保険が適用になります。

### ☆傷害補償の適用範囲☆

いつ …………… P T A主催（または共催）する行事に参加中（往復を含む）  
誰が …………… P T A会員（保護者・教職員）とその同居の親族・代理人・児童。  
ボランティアとしてP T A活動に参加される方  
どのようなことで…… 事故などによりケガをした



### ☆賠償補償の適用範囲☆

いつ …………… P T Aが主催（または共催）する行事活動中（往復を含む）  
どのようなことで…… P T Aの管理・運営に過失や不備があり第三者にケガをさせた、  
または物を壊した等



PTA活動中に、ケガをしたり、第三者に損害を与えたりした場合は役員本部にご相談ください。